

会報

No. 27 (第 1611 回) 2023 年 4 月 5 日 (水) 18:30~

第 2820 地区 大野治夫ガバナー 地区スローガン “enjoy life ~人生を楽しむ~”
2022-2023 橋本壽郎会長スローガン 「楽しい奉仕活動で輪を広げよう」

本日のプログラム 月間テーマ卓話

会員卓話 小野瀬好良会員

3 月 22 日 例会報告(第 1610 回)

浅川清司会員へ橋本壽郎会長より、マルチプル・ポールハリス・フェローPHF+2の襟ピンの手交



◆ 幹事報告

報告者：厚見和則幹事



- 「2022-2023 年度 2820 地区大会記念ゴルフ大会」登録料が理事会で承認されました。

※2023 年 4 月 17 日 (月) 参加登録料 8,000 円×3 人= 24,000 円

- 2023-2024 年度グローバル補助金に関する「クラブ参加資格認定証」が届きました。
- ロータリー財団地区補助金担当より地区補助金申請書の訂正がありました。

仮申請書右頁補助金希望額 (自動計算)

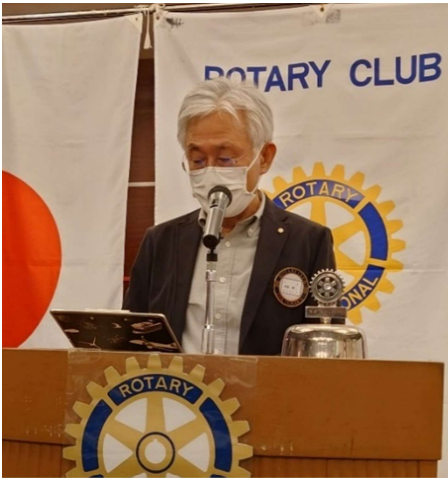
誤：クラブ拠出金 35%

正：事業総予算額の 35%

新様式はガバナーHP よりダウンロードできます。

◆ 出席報告

報告者：出席委員会 高阪裕二委員長

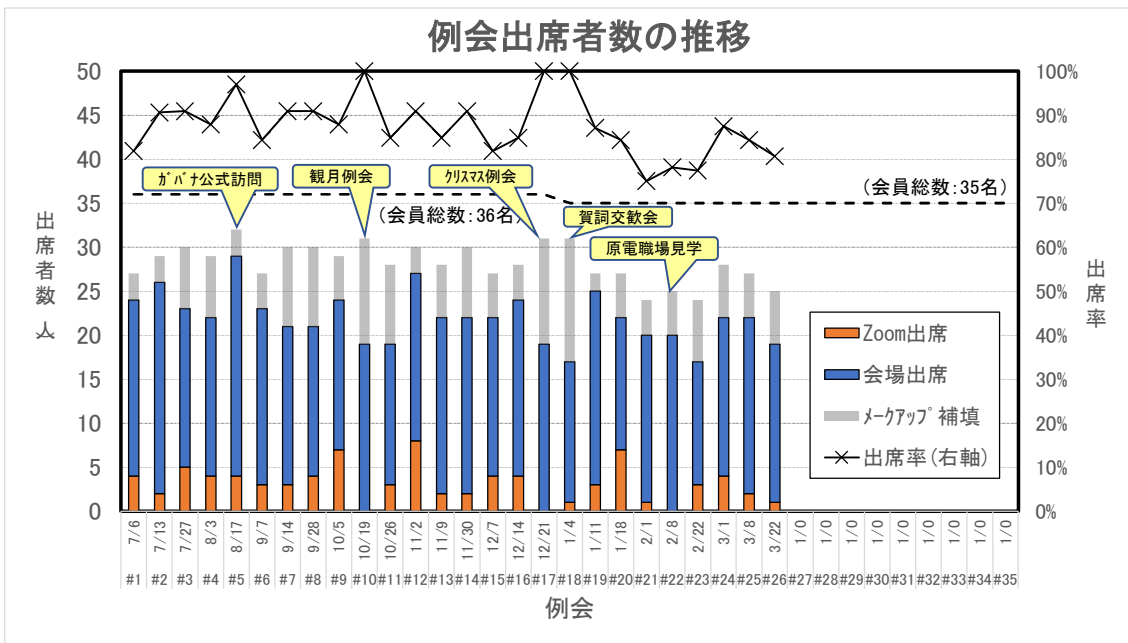


‘23年3月22日 例会

会員数	出席免除者数	対象 会員数	出席者	欠席者	出席率 (%)
35	5 内出席 1名	31	25	6	80.65

出席免除者(敬称略):下線は例会出席

清宮武雄、高橋 昭、中井英一郎、大部 泉、瀬谷利雄、



◆ ニコニコボックス

報告者：ニコニコボックス委員会 藤田明英委員長



『よろこびの言葉』

氏名	よろこびの言葉
橋本 壽郎	藤澤会員、卓話宜しく申し上げます。
田中 宏和	藤澤会員、本日の卓話 よろしく申し上げます。
冨永 康修	祝、WBC 優勝。 本日の卓話楽しみにしています。
浦澤 精乗	WBC 優勝を祝して。 大いに楽しませてもらいました。
浅川 清司	WBC 世界一 侍ジャパンありがとう！ 昨日、今日とTV の前で声援、拍手で最高の日でありました。
高阪 裕二	WBC 日本優勝おめでとうございます。
藤田 明英	祝、侍ジャパン WBC 優勝！ 感動しました。 興奮して昼に例会場へ来てしまいました。

◆ 会員卓話

卓話者：藤澤亮会員（弁護士）



近時の身近な民事法分野の法改正について

今回、卓話を担当させていただく弁護士の藤澤と申します。本日のテーマとしましては、一応、「近時の身近な民事法分野の法改正について」と設定させていただいたのですが、身近な民事法分野に限りますと、皆さんに関心を持っていただける改正の数がそれほどありませんでしたので、最後の方に軽く触れさせていただきます。

そのかわりですが、我々の資格や仕事でみなさんにうまく伝わっていない点や誤解がある点についてのお話や、弁護士の選び方等についてお話をさせていただければと考えております。

まず、弁護士に関する誤解の1点目ですが、我々の資格取得についてです。ほとんどの方は、「司法試験」という試験をご存じのうえで、この試験に受かると裁判官、検事、弁護士の資格を得ると思っております。

ところが、裁判官、検事、弁護士の資格を得るための試験は、「考試」といいます。考えるという漢字と試すという漢字を組み合わせたものになります。この試験は、例年11月の下旬から12月上旬くらいに行われることが多いのですが、その試験の実施や結果についてあまり報道されないため、この試験についてご存じない方がほとんどです。

では、司法試験は何のための試験かと言いますと、例年5月に行われるこの試験に合格することにより、「司法修習生」となる資格を得ることができます。司法修習生は、埼玉県の和光市にある「司法研修所」という学校のようなものに入り、1年間にわたり、裁判官、検事、弁護士の研修をします。私は最初から弁護士志望でしたが、司法修習生だった1年間は、裁判官や検察の研修も受ける必要がありました。たとえば、検察庁に行っているときは、被疑者の取調べや起訴をしていました。そういった研修を受けていって、1年後に受ける試験が先ほど述べた考試になります。ですので、いくら司法試験に受かっても考試に落ちてしまうと法曹の資格を得ることはできません。以上は、皆様の生活に直接関係ないことではありますが、豆知識として頭の片隅に置いておいていただくと幸いです。

もう1点は、我々弁護士の仕事内容についてです。弁護士の仕事のイメージとしては、ドラマで見るように、罪を犯したと疑われている人を弁護し、検察官と戦うというものが多いです。実際、そういった仕事もしているのですが、多くの弁護士の場合、仕事全体のうち1割か多くても2割に過ぎません。なぜそのようなことになるかと言いますと、ひとつは、これはある意味幸せなことかもしれませんが、我が国はそれほど犯罪が多くないということが言えるかと思えます。あとは、私の個人的なことにもかかわりますが、事務所の民事事件が忙しく、なかなか刑事事件に時間が割けないということもあります。では、民事事件とは何かと言いますと、会社と会社の間で締結する契約書を作成したり、離婚事件の代理人となったり、相続手続をしたりとかになります。こちらの方が仕事の大部分を占めております。

次に話題を変えまして、弁護士の選び方のコツですが、これは、知り合いの弁護士に聞いてもらうのが一番いいと思います。私も、事件の種類を聞いたうえでそれに強い事務所を紹介することはよくあります。我々の業界は、お医者さんのように、「内科」、「外科」などと専門を名乗っていないため、お客様からしますとどこに相談に行ってもいいかわかりにくいという事態が生じてしまっていて個人的に申し訳ないと思っています。他方で、弁護士は専門が一つだけということではなく複数の分野に強いことも多いため、たとえば、私の事務所が「〇〇交通事故法律事務所」と名乗るとしますと、交通事故以外の相談をしたいお客様に避けられてしまうのではないかと考えております。

最後になってしまいましたが、近時の民事法分野の法改正について軽く触れさせていただきます。

2020年に民法の大改正がありました。その中で、時効関係の改正についてお話しさせていただければと思います。時効関係の改正で特に注意が必要なのは残業代請求の時効についてです。以前は、過去2年を

超えた分は時効となって請求できなくなっていました。これが過去3年までに請求できることになりました。使用者側からしますと、単純に支払う残業代が1.5倍となりました。

ただ、さらに注意が必要なのは、あくまでもこれは経過措置にすぎず、時期は決まっていなかったものの最終的には時効期間は5年まで伸びる予定です。そうすると現状の2.5倍となってしまいます。もちろん、ほとんどの使用者の皆さんは適切に残業代を支払っていますが、細かく法律を見ていきますと、思わぬ部分が労働時間と認定されることがありますので、今のうちに社労士や弁護士に就業規則を見てもらったりして、残業代請求の時効期間慎重に備えていただければと思います。

会合報告

会 合 報 告

報告者 石井 秀明

1. 会合名 地区チーム研修セミナー
2. 日時 3月19日 10:30~16:15
3. 場所 ホテル テラスザガーデン水戸
4. 主催 地区インターアクト委員会
5. 出席者 石井秀明
6. 内容 RI テーマと地区方針発表
各分区ガバナー補佐挨拶
総括委員長の方針

会員よりの情報欄

※ 海野宏幸会員より、桜の花の季節にあった風情のある短歌をいただきました。

一幅の愉しみ

雛の日の3月3日、知人より恒例の新酒が届きました。

一品の「桜の花が咲くころに」が。

昨年までは「今朝しぼり」の銘で届けられたのが、名称変更となったのか？

気に入りの砥部と有田の猪口を出し、交互に一杯ずつ、本からすみを

さっと焼いて、更に一杯。至福のひとときを過ごしました。

一品の「桜の花が咲くころに」を 砥部で一杯 有田で二杯
雛の日に届く銘酒の大吟醸 気に入る猪口になみなみと注ぐ



◇ 募集中 ◇

会員よりの趣味の話、ペットの話等幅広く情報として提供いただき「会員よりの情報欄」を設けて、会員間のコミュニケーション向上を図るため情報提供時に、掲載することとします。皆様より、提供をお待ちしております。（会報委員会）

次回例会：4月15日（水）11:00～
観劇例会 親睦委員会（植野委員長）舞伎座等

例会を欠席する時は、必ず前日12:00までに事務局まで連絡のこと

クラブ会報委員会：委員長 富永康修／副委員長 桐嶋健二／委員 佐藤広道